

国立研究開発法人森林研究・整備機構受託出張規程

平成19年4月2日

18森林総研第1522号

最終改正：令和2年3月24日（元森林機構第121702号）

第1条 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所、森林総合研究所林木育種センター及び森林総合研究所森林バイオ研究センター（以下「森林総合研究所等」という。）が、外部から依頼を受けて行う職員の出張（海外出張も含む。以下「受託出張」という。）については、この規程に定める。

第2条 受託出張は、当該出張に係る業務が研究所の業務と密接な関係があり、かつ研究所の業務遂行上必要又は有益であると認められるものでなければならない。

第3条 依頼者は、出張用務の内容、用務地、旅行期間、派遣を希望する職員等を記載した依頼書（様式適宜・別紙参考例）を森林総合研究所等に提出する。

第4条 森林総合研究所等は、前条の依頼書の提出を受けたときは、承諾の適否を決定し、依頼者に通知する。ただし、依頼者が承諾書を必要としないときは通知しない。

第5条 災害等で緊急を要するものについては、電子メール等の方法で依頼を受けるなど迅速に対応し、必要な手続きは事後速やかに行う。

第6条 受託出張に要する旅費は、依頼者が直接出張者に支払う。

2 旅費の額の算出は、国立研究開発法人森林研究・整備機構旅費規程（13森林総研第59号）又は依頼者の定めるところによる。

3 森林総合研究所等は、必要に応じ依頼者に旅費の額、支払い方法等について報告を求める。

第6条の2 用務先に公共交通機関で行くことが困難な場合は、依頼者が交通手段を確保する。

2 前項の交通手段にはレンタカーを含む。

3 前2項の規定によることが困難又は不都合な場合は、森林総合研究所等が所有する自動車を使用して受託出張を行うことができる。

第7条 依頼者は別表に定める経費を森林総合研究所等からの請求により支払うものとする。

2 前条第2項に基づくレンタカーの使用に係る燃料代及び通行料又は前条第3項に基づく森林総合研究所等が所有する自動車の使用に係る燃料代及び通行料については依頼者が負担するものとする。

3 特別な理由により別表に定める経費額に抛りがたい場合は、依頼者と協議のうえ、理事長が別途経費額を定めることができる。

第8条 受託出張により出張した職員は、第6条に定める旅費を除き謝金、報酬等を受け取ることはできない。

第9条 依頼に係る用務地が外勤の範囲内又は勤務地の場合は、必要に応じ本規程に準じて処理することができる。

第10条 役員が外部からの依頼により業務として出張する場合は、本規程に準じて処理することができるものとする。

附則（平成19年4月2日付け18森林総研第1522号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年12月9日付け20森林総研第1160号）

この規程は、平成20年12月9日から施行する。

附則（平成22年3月25日付け21森林総研第1737号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月25日付け22森林総研第1688号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成25年11月18日付け25森林総研第934号）

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附則（平成27年3月31日付け26森林総研第1495号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月31日付け27森林総研第1771号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月31日付け29森林総研第1780号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成29年12月26日付け29森林機構第092603号）

この規程は、平成29年12月26日から施行する。

附則（平成31年4月19日付け31森林機構第011101号）

この規程は、平成31年5月1日から施行する。

附則（令和2年3月24日付け元森林機構第121702号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

依頼者	<ul style="list-style-type: none"> ・国 ・地方公共団体 ・特殊法人 ・公共組合 ・国立研究開発法人等 ・認可法人 ・特別民間法人 ・組合等登記令(昭和39年政令29号)別表の法人 ・漁協 ・日本学術会議の協力学術研究団体に指定された学術団体 ・理事長が認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人及び公益財団法人 ・中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第三条第一項に掲げる中小企業団体(ただし、農協及び漁協を除く) ・技術研究組合 ・公益を目的とする任意団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法(平成17年法律第86号)に定める法人 ・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に定める特例有限会社 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・公益を目的としない任意団体等
経費	免除可	出張期間の日数に39,780円を乗じた額の50%	出張期間の日数に39,780円を乗じた額
消費税	消費税法及び地方税法で定められた税率に相当する率		

注) 経費算出における日数の単位は、0.5日を最小の単位とし、当該日数の算出は以下に定めるとおりとする。

1. 用務時間が4時間以下の場合は0.5日、4時間を超える場合は1日とする。ただし、片道の移動時間が2時間を超える場合は、用務時間に関わらず1日分の経費を請求するものとする。なお、当法人が定める休日(以下「休日」という。)の出張については、移動時間に関わらず用務時間のみの経費を請求する。
2. 前泊・後泊が必要な場合は、それぞれ0.5日を加算する。なお、前泊・後泊日が休日の場合は、加算しないものとする。
3. 同一日に他の出張と連続する場合は、用務時間に関わらず0.5日分の経費を請求する。

国立研究開発法人森林研究・整備機構
派遣を依頼する職員の所属の長 殿

- ・理事長、理事、監事の場合及び理事長、理事、監事を含む場合は「国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長」あて
- ・森林総合研究所職員（企画部、総務部、研究ディレクター、研究コーディネーター、領域長、拠点長、研究室長等）の場合は「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所長」あて
- ・各支所等職員の場合は各支所長等あて

依頼者
住所
法人名称
役職氏名

印

職員の派遣依頼について

このことについて、下記のとおり職員の派遣を依頼致します。

記

1. 派遣を依頼する職員（部署名・氏名）

〇〇〇〇研究領域 〇〇〇〇研究室 〇〇 〇〇
〇〇〇〇研究領域 〇〇〇〇研究室 〇〇 〇〇
（注：複数名への依頼の場合は連名による記載も可）

2. 用務内容

〇〇〇〇についての現地調査、技術指導
〇〇〇〇研修における「〇〇〇〇」の講師
〇〇省〇〇〇〇事業に係る〇〇委員会への出席

3. 旅行期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日（ ） 〇時〇〇分 から 〇時〇〇分 まで

※ 期間を設けた依頼の場合は、
承諾日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日（期間中〇回程度、1回当たり〇時間程度）
（初回開催日：〇月〇日を予定）

4. 用務先

〇〇〇〇センター 〇〇会議室（〇〇県〇〇市〇〇丁目1-1）

5. その他

- ・旅費については依頼者の規程により本人にお支払いします。
- ・国立研究開発法人森林研究・整備機構受託出張規程第7条別表に定める経費については、依頼者が負担します。
- ・謝金等報酬についてのお支払いはありません。

6. 依頼事務担当者（住所・法人名称・部署名・電話番号・メールアドレス等）